

令和3年 第1回浅口市農業委員会議事録

令和3年1月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第2号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年2月15日（月））

開会（午後1時31分）

議長 それでは、会議を始めさせていただきます。
ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回浅口市農業委員会を開催いたします。
日程第1、議事録の署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において古川委員、佐藤委員を指名します。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。
日程第3、議事に移ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
633番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年1月15日提出。
番号633、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積287平方メートル。
譲受人は、鴨方町深田、28歳、パート兼農業。譲渡し人は、東京都世田谷区、63歳、自営業兼農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。
この場所は、鴨方中学校から北西に約400メートルぐらいのところにあります。この譲渡し人の方の土地は、去年も何回か出てきてます。東京におられて、時々こっちで管理されてるんだけど、なかなかできそうにないというようなことから譲渡しをやられとるみたいですが、今回もこの譲受人の家のすぐ前の土地の話が進んでるみたいですが、何ら問題ないかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、633番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、636番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号636、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑。面積287平方メートル。
この土地は、昨年11月に農地法第3条の許可をいたしました。その後双方から取りやめの申出があり、改めて申請がなされたものでございます。
譲受人は、玉野市田井、68歳、農業。譲渡し人は、鴨方町益坂、91歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離——40キロ以下でございます——周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。
委員 7番西本です。
この件は、令和2年に説明したとおり、何も問題ありません。
以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
委員 それでは、636番の件についてご異議ありませんか。
議長 異議なし声
委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
事務局 続きまして、638番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号638の1、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積1,004平方メートル。
638の2、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積1,535平方メートル。
譲受人は、金光町大谷、55歳、自営業兼農業。譲渡し人は、大阪府池田市、69歳、医師。議案書に譲渡し人の年齢が漏れておりました。申し訳ございませんが、69歳をご記入いただきますようよろしくお願いいたします。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。
委員 5番古川です。
これは、1のほうは5ページ、6ページになりますが、これは国道2号線の大谷の信号機がある交差点と唐船の交差点の間に、ちょうど唐船よりちょっと西になるんですが、点滅の信号機が2号線にあるんですけど、それを北へちょっと、100メートル余り行ったところへ大谷東の公会堂があるんですけど、それからもう少し、200

メートルほど北へ行ったところが1番の土地になる。それから、ちょっと田んぼを隔てて中ほどになる東のほうへちょっと行ったところがありますんですけど、あの、ずっと、あの、譲受人のほうがずっと耕作をしてきた土地なんですけど、そういうふうな贈与で行くことが話が進んだようであります。特に問題ないと思いますが、審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、638番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、639番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号639の1、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積410平方メートル。

639の2、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積522平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院中、72歳、自営業兼農業。譲渡し人は、金光町佐方、58歳、会社員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、3番友田委員、説明をお願いします。

委員 3番友田です。

土地の場所のほうは、佐方のバイパス沿いまで行く県道沿いに大光院ちゅうお寺さんがあるんですけど、その県道を挟んで東側に1番の土地と、それからもうちょっと南のほうに行ったアサヒメッシュの裏手あたり、駐車場を渡ったぐらいにある川を挟んだ東側の2つの土地です。

いずれの土地も、ほとんどこの近年耕作してないということで、譲渡しのほうが草刈り、この辺をちょっとしてから、土地を作らせてもらえんやろうかという形の分がしてもらおうという形になったと思いますので、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、639番についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、642番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号642の1、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積481平方メートル。

642の2、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積41平方メートル。

譲受人は、鴨方町地頭上、27歳、自営業兼農業。譲渡し人は、倉敷市川西町、破産管財人、弁護士。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は任意売却です。任意売却とは、破産管財人が裁判所の許可を得て破産者の財産を任意で処分するものでございます。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。

場所は、本庄の温泉が出ておるところのちょうど下になります。この件に対しては、何も問題ありません。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、642番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

637番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年1月15日提出。

番号637、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、畑。面積52平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院東、62歳、無職。譲渡し人は、鴨方町六条院東、53歳、会社員兼農業。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、駐車場52平方メートルです。農地区分は第2種ですが、譲受人には当該転用目的を達成できる代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、旧JA岡山西の農協の四条原の店がありました、その四条原の

店から東へ300メートルぐらい行ったところにあります。譲受人の方が駐車場に使用したいということで、近所の譲渡し人から譲渡をしてもらうということでありませす。土木委員さんの許可も得ておるようなので、問題ないかと思っています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、637番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、641番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和3年1月15日提出。

番号641、土地の所在地、鴨方町鴨方。登記地目、雑種地。現況地目、畑。面積130平方メートル。

借受人は、鴨方町深田、37歳、会社員。貸出人は、鴨方町鴨方、67歳、会社役員兼農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、54.65平方メートル、木造2階建てガルバリウム鋼板ぶき、建蔽率42.04%。農地区分は第2種ですが、借受人には当該転用目的を達成できる代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

場所は、県道の旧スズキ麵工のところに大きい交差点がありますが、そのすぐそばに笠岡放送があります。この笠岡放送のすぐ南に隣接した土地でございます。この借受人と貸出しのほうは、これは親子関係で、何の問題ないかと思われませす。

以上です。お願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、641番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第3号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は5ページになります。

議案第3号農用地利用集積計画について。令和3年1月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号61番から64番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者4名の農地7筆です。更新が5筆で、新規が2筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が4件です。

6ページの地目別設定面積に移ります。

田5, 431平方メートル、畑零平方メートル、計5, 431平方メートルです。

ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は7ページになります。

報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年1月15日提出。

番号626、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積253平方メートル。

借受人は、鴨方町深田、66歳、農業。貸出人は、鴨方町深田、69歳、パート兼農業。合意年月日、引渡年月日は令和2年12月6日です。

番号627、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積827平方メートル。

借受人は、鴨方町鴨方、76歳、農業。貸出人は、鴨方町深田、69歳、パート兼農業。合意年月日、引渡年月日は令和2年12月7日です。

番号632、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積82平方メートル。

借受人は、金光町地頭下、72歳、パート。貸出人は、金光町地頭下、70歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和2年12月10日です。

644、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積1,004平方メートル。

借受人は、金光町大谷、55歳、造園業兼農業。貸出人は、大阪府池田市、69歳、医師。ここで、医師の隣へ69歳をご記入いただきたいと思います。よろしくお願いたします。合意年月日、引渡年月日は令和2年12月22日です。

説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第2号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

事務局 623番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は8ページになります。

事務局 報告第2号農地法施行規則該当転用届について。令和3年1月15日提出。

事務局 番号623、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積144平方メートルのうち14平方メートル。

議長 申請人は、鴨方町六条院中、66歳。施設の概要は、農道設置14.82平方メートル。農地区分は3種です。

議長 次に、私の担当地区なので、説明をさせていただきます。

議長 位置図については、15、16ページにあります。

議長 農業委員会の事務局のすぐ西側。何年前か、1年ほど前ですか、建物を建てるということで申請をされました。そこへ、古いもんが出てくるというのは何言うんですかね。忘れまして。

委員 古墳とかあるけえ。遺跡。

議長 遺跡が出てくるということで、調査をしてなかなか家が建てられなかったというふうなことであります。事務局のすぐ西にあります、ここの家の前にすぐ農地があるんですが、畑がありますが、その畑が急斜で、ちょっと道を作りたいということで申請が出ております。よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長 以上です。

委員 ただいま説明しました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 次に、630番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号630、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、田。面積1,055平方メートルのうち2.25平方メートル。

議長 申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基、2.25平方メートル。農地区分は2種です。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番虫明です。

議長 地図は17、18ページでございます。

議長 この場所ですが、鴨方西幼稚園から北へ約50メートルほど行ったところで、楽天モバイルが電波環境をよくするために電柱を立てさせてくれということで申請が出るものです。この土地も、現在は耕作されておりませんで、草を刈って管理をするというふうな形ですし、ごく一部なんで、特に何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
次に、631番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局 番号631、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、畑。面積863平方メートルのうち2.25平方メートル。
申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基、2.25平方メートル。農地区分は2種です。
議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。
委員 9番虫明です。
この地図は19、20ページになります。
場所は、鴨方西小学校から西へ2キロぐらい行ったところでしょうか。ポリボックスを右に上がると新池という池があるんですけど、この土手の下のほうに位置します。ここも、同じように楽天モバイルの電波基地ですか、アンテナみたいなのが立つようになるんでしょう。何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等ありましたらお願いをいたします。
事務局 ①農地利用意向調査について
②委員活動報告について
③ウォームビズ運動について
④次回の委員会について
議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後2時01分）

